

令和元年11月12日

工事業者の皆様へ

国立大学法人鹿児島大学
施設部長

鹿児島大学における敷地内全面禁煙の徹底について

平成30年7月25日付けで「健康増進法の一部を改正する法律」が公布されました。本学においても、令和2年1月1日からの敷地内(周辺地域を含む)全面禁煙とすることを決定しました。これにより工事業者の皆様におかれましても、敷地内における全面禁煙にご協力いただくことになります。

法改正の趣旨を踏まえ、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 対象者は、本学の学生・教職員だけでなく、学外者(工事関係者や出入り業者等)も含め本学の敷地の立ち入る全ての方です。
2. 電子タバコ及び加熱式タバコも対象となりますのでご注意ください。
3. 工事業者の皆様におかれましては、協力業者等を含む工事関係者に対して、工事用地内(現場事務所室内を含む)及び工事車両内を含めて敷地内禁煙の周知・徹底をお願いいたします。
4. 周辺地域に受動喫煙を押し付ける‘身勝手な敷地内全面禁煙‘にしないため、本学の敷地以外(周辺の路上や店舗等)においても、近隣住民への迷惑となる喫煙を行わないよう受動喫煙防止にご配慮いただきますようお願いいたします。

○担当・連絡先

国立大学法人鹿児島大学施設部

電話：建築課計画整備係：099-285-7235

〃 建築整備係：099-285-7240

設備課電気設備係：099-285-7255

〃 機械設備係：099-285-7260